

A E D（自動体外式除細動器）の小児への適用に関する意見書

A E D（自動体外式除細動器）は、胸部に電極パッドを装着すると自動的に心電図を解析し、必要に応じて電気ショックを与えることにより、致死的不整脈（心室細動）を取り除き、心臓突然死を防ぐことができる医療機器である。

心室細動を起こすと、数秒で意識を失い呼吸が停止してしまうため、A E Dを使用した除細動を早期に行うことは、救命率を高める点で非常に重要である。そのため、平成 1 6 年 7 月、一般市民による A E D の使用が認められたことを契機に、公共施設を中心に導入が進み、救急隊が到着するまでの一次救命措置に活用されることとなった。

ところが、現在、厚生労働省は小児用電極パッドを認可しておらず、8 歳未満または体重 2 5 キロ未満の小児には A E D は使用できないこととなっている。とりわけ子どもは胸郭が軟らかく、衝撃が心臓に伝わりやすいことから、スポーツや日常の遊びのなかでも心室細動を発症する可能性があるため、年齢や体重にかかわらず、すべての子どもに対して A E D の適用を認めることが不可欠となっている。

よって、国会及び政府においては、小児に対する A E D の有効性と安全性を十分検証した上で、小児への適用を検討するよう要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 1 8 年(2 0 0 6 年) 3 月 3 0 日

札 幌 市 議 会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員